さわやかだより

11月は「児童虐待防止推進月間」です
～児童虐待について考えよう～



■児童虐待には大きく分けて以下の４つの種類があります。

種類	具体的な行為の例
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶるなど
心理的虐待	暴言、無視、きょうだい差別、子どもの目の前で家族に暴力をふるう（面前 DV）など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィティの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど

【虐待のサイン】

「子どものサイン」
- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいつも汚れている
- 夜遅くまで一人で遊んでいる



「保護者のサイン」
- 地域などとの交流が少なく、孤立している
- 小さな子どもを家においたまま外出している
- 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- 子どものけがについて、不自然な説明をする

★相談窓口

すこしでも虐待の可能性を感じたら迷わずにお電話ください。匿名でもかまいません。
どこに相談したらよいかわからない場合もまずはご相談ください。

■洞爺湖町こども家庭センター（健康福祉センターさわやか内）　☎ 82-7100
受付時間：月～金曜日 8：45 ～ 17：30（祝日、年末年始を除く）

■全国共通児童相談所虐待対応ダイヤル　☎ 189（いちはやく）
受付時間：24 時間 365 日対応（通話料無料）
※命の危険があるなど、緊急時は警察（110 番）に通報してください



体罰などによらない子育てを広げよう！

「しつけ」のつもりでも、子どもの身体に苦痛を与える行為は全て「体罰」であり、法律で禁止されています。

身体を叩くなどの体罰や暴言（存在を否定する言葉やきょうだいを引き合いに出してけなすなど）は攻撃性を高めるリスクがあります。保護者に恐怖心を抱くことで信頼関係を築けず、子どもが悩みを相談できなくなることもあります。

～これらはすべて「体罰」です～
- 何度も言葉で注意したのに、言うことを聞かないので頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた／宿題をしなかったので、食事を与えなかった　など

体罰などによらない子育てのための工夫のポイント

・子どもの気持ちに耳を傾ける
「どうしたの？」と気持ちを受け止めて安心させ、一緒に解決策を考えましょう。

・「言うことを聞かない」理由を考えてみる
甘えや理由がある、まだ理解できていないことがあるかも。



・具体的な「肯定文」で伝える（方法を教える、一緒にやってみる）
「走らない！」ではなく「歩こうね」と穏やかな声で伝えましょう。

・できたことを具体的に褒める
結果だけでなく、日々のがんばりに注目し、子どもの自己肯定感を育てましょう。

・保護者も自分を大切にする
イライラしたら深呼吸して５秒数えるなど、ストレスを和らげる工夫をしましょう。

子育てはいろいろな人の力とともに！

子育ての大変さをひとりで抱え込まず、相談したり、サービスを活用しましょう。

洞爺湖町子育て応援ガイドブック

洞爺湖町こども虐待対応マニュアル

問合せ　洞爺湖町こども家庭センター
- 虐待や子ども、家庭に関する相談　健康福祉課子育て支援係（☎ 82－7100）
- 妊娠、出産、子育てに関する相談　健康福祉課健康推進係（☎ 76－4006）